

二つの給付金のお知らせ（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金）

平成 26 年 4 月から消費税が 8 %へ引き上げられたことに伴い、「所得の低い方に対する負担」と「子育て世帯への負担」の影響を少なくするため、臨時的に 2 つの給付金が支給されることとなりました。

申請は、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において住民登録されている市町村となります。

具体的な申請の受付、手続などについては、決まり次第、「広報にいかっぷ」「町政事務委託文書」などでお知らせします。

①臨時福祉給付金

○給付の対象者

平成 26 年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

○給付金の額

- ・給付対象者 1 人につき 1 万円。
- ・給付対象者の中で次に該当する方は 5 千円を加算。（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金などの受給者、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者）

②子育て世帯臨時特例給付金

○給付の対象者

- 次のどちらの要件も満たす方。
- ・平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の受給者。
- ・平成 26 年度分所得が児童手当の所得制限額未満の方。

【児童手当所得制限額】

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0 人	622 万円	833.3 万円
1 人	660 万円	875.6 万円
2 人	689 万円	917.8 万円
3 人	736 万円	960.0 万円
4 人	774 万円	1002.1 万円
5 人	812 万円	1042.1 万円

○対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外です。

- ・臨時福祉給付金の対象となる児童。
- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童。

○給付金の額

給付対象児童 1 人につき 1 万円

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係 ☎ 0146・47・2112

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

ストップ！農地法違反 農地を耕作以外の目的に使用する場合は、許可が必要となります

農地を転用したり、転用のために農地を売買などするときは、農地法に基づき農地転用許可を受けなければなりません。

①許可を受けないで無断で農地を転用した場合は、農地法に違反することとなり、農地などの権利取得の効力が生じないだけでなく、北海道知事は無断転用などをした土地所有者または事業者に対して、工事の中止、原状回復などの必要な措置を命ずることができる（農地法第 51 条第 1 項）ほか罰則を適用する（農地法第 64 条・第 67 条）場合があります。

②許可後において転用目的を変更する場合などには、事業計画の変更の手続きを行う必要があり、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、

許可の取り消し、許可条件の変更・新設のほか、①と同様の処分や罰則を適用する場合があります。

なお、違反転用については、農地法改正により北海道知事による行政代執行制度が創設されました。（農地法第 51 条第 3 項、第 4 項）

《罰則》

違反転用

→ 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。

法人は 1 億円以下の罰金。

違反転用における原状回復命令違反

→ 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。

法人は 1 億円以下の罰金。

●問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 0146・47・2472

内閣府「一日前プロジェクト」エピソード No. 9

山の農家がすぐ炊き出し ～おにぎり受け取り海側の避難所へ～

私は、田老地区の総合庁舎にいたのですが、津波はやばいと思って山に走って逃げました。津波が落ちてきて、庁舎に戻ってからは、避難している人たちの対応をしていました。

夜になって食料がないということになって、3 人 1 組になってしょいかごを持って、山のほうの地区の人たちに食料を分けてくれないかということでお願いをしました。

また、川井（かわい）地区や新里（にいさと）地区では、こういう状況だと大変だということで、婦人会などでおにぎりをつくって用意してくれていました。集会所のガス調理器具を使って、お米を炊いて、塩おにぎりをにぎってもらって、それを私たち職員が 3 人 1 組で海側の避難所に配ってまわるということ、朝 3 回、昼 3 回、夜 3 回という形で、3 日間やりました。

地域防災計画では、日赤奉仕団で炊き出しをする

ことになっていて、釜もガスも旧地区ごとに持っていたのですが、合併後に市役所に集めて点検、整理して、元に戻そうと言っていた矢先に、被災して流されてしまっていました。

でも、農家には、米が最低 3 年分あることを知っていましたので、寄せ集めれば何とかなる、と思っていました。避難者の数を把握すれば、後は何とかなると思い、避難していると思われる場所に職員を派遣して人数を把握していききました。

明日、何時までにいくつ欲しいと伝えれば、後は作ってくれる。後は誰が運ぶかで、夜通し運んだりもしたところもありましたね。（宮古市 30 代 男性）



「一日前プロジェクト」とは、地震や水害・雪害などの自然災害で被災した方々や災害対応の経験をもつ方から、色々なお話を聞かせていただき、小さなエピソード（物語）として取りまとめる活動です。

こうしたエピソードをとりまとめることで、災害をイメージし、自分のこととして感じてもらうことにより、明日起きるかもしれない災害に、今日（一日前）から備えていただくことを目的としています。

●問い合わせ先 総務課総務グループ防災係 ☎ 0146・47・2114

夜間納付窓口の開設

町税・使用料などの納付や納付相談に係る夜間窓口を次のとおり開設します。

開設日

- 5 月 15 日（木）、5 月 30 日（金）
- 6 月 16 日（月）、6 月 30 日（月）
- 7 月 15 日（火）、7 月 30 日（水）
- 8 月 15 日（金）、9 月 1 日（月）
- 9 月 16 日（火）、9 月 30 日（火）

開設時間

午後 5 時 15 分～午後 7 時
（事前に連絡をいただければ、上記時間外にも対応いたします。）

開設場所

税務課窓口（庁舎 1 階・4 番窓口）

開設窓口

- ①各種町税などの納付窓口
（水道料・住宅料・保育料も納付できます）
- ②納税相談窓口
（町税などの分割納付に係る納税相談など）

●問い合わせ先

税務課税務グループ納税係

☎ 0146・47・2115

国民健康保険加入者へのお知らせ

平成 26 年度の国民健康保険の変更点は次のとおりです。

- ①税率などの改正：所得割、均等割、平等割の引き上げ。
- ②賦課限度額の引上げ：77 万円から 81 万円へ。
- ③保険税軽減の拡大：5 割・2 割軽減対象者の拡大。

詳細については、6 月に送付する国民健康保険税納税通知書をご覧ください。

●問い合わせ先

税務課税務グループ賦課係 ☎ 0146・47・2115

まちかどミーティング開催希望団体募集中

住民と地域、行政が一体となって町づくりを進めるため、町長が地域や各種団体の方と膝を交えて話し合うのが「まちかどミーティング」です。

現在、開催を希望する自治会・団体を募集しています。

対象団体 ①自治会・産業団体

②体育協会加盟団体・文化協会加盟団体

③町民がおおむね 15 名以上で構成される任意団体

開催内容 ①時間は、1 時間から 1 時間 30 分とします。

②開催場所は、各団体で準備し、10 名以上の参加があることを開催の目安とします。

③開催希望日の 1 カ月前までにご連絡ください。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ広報統計係 ☎ 0146・47・2498